

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(當日は、
日曜、
祭日、
休日、
の翌日
から翌
日まで
の翌日
とする)

目 次

- ◇規 則 鳥取県規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則 (総務課)
- ◇訓 令 鳥取県訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する規程 (シ)
- ◇告 示 鳥取県告示で定める要綱等の様式における敬称の取扱いに関する要綱 (シ)
- ◇選管規則 公職選挙法による選挙事務規程及び鳥取県選挙管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程の一部を改正する規則
- ◇教委規則 鳥取県教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則 (総務課)
- ◇教委訓令 鳥取県教育委員会訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する規程 (シ)
- ◇人委規則 鳥取県人事委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則 (総務課)
- ◇人委告示 勤務条件に関する措置の要求に関する提出書面様式の一部改正 (職員課)
- ◇海区漁調 鳥取海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開に関する規程の一部改正
- ◇委告示 改正

- ◇内水面漁 鳥取県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程の一部改正
- ◇企業局管 鳥取県企業局管理規程で定める様式における敬称の取扱いに関する規程 (総務課)
- ◇病院局管 鳥取県病院局管理規程で定める様式における敬称の取扱いに関する規程 (総務課)
- ◇病院局企 業訓令 鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令 (シ)
- ◇収用委規 則 鳥取県収用委員会が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則
- ◇地労委告 示 鳥取県地方労働委員会告示で規定する様式における敬称の取扱いに関する規程
- ◇議会告示 鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部改正 (総務課)
- ◇監査告示 鳥取県監査委員が管理する公文書の公開に関する規程の一部改正

規 則

鳥取県規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十一号

鳥取県規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則

鳥取県規則の様式の規定の適用については、当分の間、これらの規定中名あて人の敬称の部分に「殿」とあるのは、「様」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に鳥取県規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

訓

令

鳥取県訓令第一号

鳥取県訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する規程を次のように定める。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する規程

鳥取県訓令の様式の規定の適用については、当分の間、これらの規定中名あて人の敬称の部分に「殿」とあるのは、「様」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に鳥取県訓令の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

鳥取県訓令第二号

鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令

鳥取県施行文書書式規程（昭和三十二年六月鳥取県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

別表の第十の一の項から五の項まで、七の項及び八の項中「瀝」を「濼」に改める。
別表の第十一の一の項中「殿」を「様」に改め、同表の第十一の二の項中「二本」を「三本」に改め、同表第十一の三の項中

籍地を「住所」に、「本籍地」を「氏名」に改め、同表第十一の三の項中

復 命 書

②.....殿

②.....

①.....

.....でありました。

③ 平成.....年.....月.....日

課 氏
部 職 記

名

1.....

2.....

- を
- 1 日 時
 - 2 場 所
 - 3 出席者（所属、職及び氏名）
 - 4 概 要
 - 5 その他参考となる事項

に改め、同表第十一の四の項中「澤」を「森」に改める。

附 則

この訓令は、平成八年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百二十七号

鳥取県告示で定める要綱等の様式における敬称の取扱いに関する要綱を次のように定める。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示で定める要綱等の様式における敬称の取扱いに関する要綱

鳥取県告示で定める要綱等の様式の規定の適用については、当分の間、これらの規定

中名あて人の敬称の部分に「殿」とあるのは、「様」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に鳥取県告示で定める要綱等の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

選挙管理委員会規則

公職選挙法による選挙事務規程及び鳥取県選挙管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

公職選挙法による選挙事務規程及び鳥取県選挙管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程の一部を改正する規則

第一条 公職選挙法による選挙事務規程（昭和三十一年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「澤」を「森」に改める。

第五号様式中「殿」を「様」に改める。

第二条 鳥取県選挙管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程（昭和六十三年八月鳥取県選挙管理委員会規則第一号）の一部を次のように改める。

様式第一号中「澤」を「森」に改める。

様式第二号から様式第五号までの規定中「澤」を「森」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に公職選挙法による選挙事務規程及び鳥取県選挙管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則

鳥取県教育委員会規則の様式の規定の適用については、当分の間、これらの規定中名あて人の敬称の部分に「殿」とあるのは、「様」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に鳥取県教育委員会規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第二号

鳥取県教育委員会訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する規程を次のように定める。

平成八年三月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

鳥取県教育委員会訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する規程

鳥取県教育委員会訓令の様式の規定の適用については、当分の間、これらの規定中名あて人の敬称の部分に「殿」とあるのは、「様」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に鳥取県教育委員会訓令の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

人事委員会規則

鳥取県人事委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第三号

鳥取県人事委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則

鳥取県人事委員会規則の様式の規定の適用については、当分の間、これらの規定中名あて人の敬称の部分に「殿」とあるのは、「様」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に鳥取県人事委員会規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第一号

昭和三十八年三月鳥取県人事委員会告示第二号（勤務条件に関する措置の要求に関する提出書面様式について）の一部を次のように改正し、平成八年四月一日から施行する。

平成八年三月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

様式第一号及び様式第二号中「**田**」を削り、「**様**」を「**森**」に改める。

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第一号

鳥取海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開に関する規程（昭和六十三年八月鳥取海区漁業調整委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成八年三月二十九日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

様式中「**田**」を「**森**」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に鳥取海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開に関する規程の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この告示にかかわらず、当分の間、使用することができる。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

鳥取県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程（昭和六十三年八月鳥取県内水面漁場管理委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成八年三月二十九日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹 内 勉

様式中「遷」を「森」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に鳥取県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この告示にかかわらず、当分の間、使用することができる。

企業局管理規程

鳥取県企業局管理規程で定める様式における敬称の取扱いに関する規程をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業局管理規程第一号

鳥取県企業局管理規程で定める様式における敬称の取扱いに関する規程

鳥取県企業局管理規程の様式の規定の適用については、当分の間、これらの規定中名あて人の敬称の部分に「殿」とあるのは、「様」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この企業管理規程は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この企業管理規程の施行の際現に鳥取県企業局管理規程の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この企業管理規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

病院局管理規程

鳥取県病院局管理規程で定める様式における敬称の取扱いに関する規程をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県営病院事業管理者 岩 宮 緑

鳥取県病院局管理規程第一号

鳥取県病院局管理規程で定める様式における敬称の取扱いに関する規程

鳥取県病院局管理規程の様式の規定の適用については、当分の間、これらの規定中名あて人の敬称の部分に「殿」とあるのは、「様」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この企業管理規程は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この企業管理規程の施行の際現に鳥取県病院局管理規程の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この企業管理規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

病院局企業訓令

鳥取県病院局企業訓令第一号

鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成八年三月二十九日

鳥取県営病院事業管理者 岩 宮 緑

鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令

鳥取県病院局被服交付規程（平成七年三月鳥取県病院局企業訓令第四号）の一部を次のように改正する。

様式中「澤」を「森」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に鳥取県病院局被服交付規程の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

収用委員会規則

鳥取県収用委員会が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年三月二十九日

鳥取県収用委員会会長 田 中 蓬 篤

鳥取県収用委員会規則第一号

鳥取県収用委員会が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県収用委員会が管理する公文書の公開に関する規則（昭和六十三年八月鳥取県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

様式中「澤」を「森」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に鳥取県収用委員会が管理する公文書の公開に関する規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

鳥取県地方労働委員会告示で規定する様式における敬称の取扱いに関する規程を次のとおり定める。

平成八年三月二十九日

鳥取県地方労働委員会会長 勝 部 可 盛

鳥取県地方労働委員会告示で規定する様式における敬称の取扱いに関する規程

鳥取県地方労働委員会告示の様式の規定の適用については、当分の間、これらの規定中名あて人の敬称の部分に「殿」とあるのは、「様」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に鳥取県地方労働委員会告示の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

議 会 告 示

鳥取県議会告示第一号

鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成七年十二月鳥取県議会告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成八年三月二十九日

鳥取県議会議長 井 上 万 吉 男

様式中「遷」を「蒸」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する規程の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この告示にかかわらず、当分の間、使用することができる。

監 査 委 員 告 示

鳥取県監査委員告示第一号

鳥取県監査委員が管理する公文書の公開に関する規程（昭和六十三年八月鳥取県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成八年三月二十九日

鳥取県代表監査委員 森 本 才 司

様式中「遷」を「蒸」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に鳥取県監査委員が管理する公文書の公開に関する規程の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この告示にかかわらず、当分の間、使用することができる。